2019 全国高体連第76号 令和元年6月5日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿 (公財)全国高等学校体育連盟各競技専門部 部長 殿

> (公財) 全国高等学校体育連盟 会長 岡田 正



運動部活動における体罰等の根絶について(通知)

日頃より本連盟の諸事業に対しご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、件名のことにつきましては各都道府県高体連及び各競技専門部におかれましても 従前よりご尽力いただているところです。しかしながら、「体罰根絶に向けた取組の再確認 (依頼)」(平成31年4月8日付け依頼文書)においても記載のとおり、平成26年5月の 「体罰根絶全国共通ルール」制定以降、体罰事案の発生件数は根絶どころか年を経るごと に増加するという極めて憂慮すべき状況が続いております。

皆様ご理解のとおり体罰等の中には、生徒の身体に肉体的負担を与える不適切な指導、 生徒に精神的苦痛や負担を与える暴言等、生徒の現況に適合していない過剰な指導により 精神的・肉体的負担を与える行き過ぎた指導等も含まれており、断じて許されないもので す。

また、体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、違法行為であるのみならず、 生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為です。

しかしながら、本年5月、昨年度の全国高校総体優勝校の指導者による体罰問題が大きく報道され、運動部活動における体罰が改めて大きな社会問題になりました。

今、我が国全体の課題である「少子化傾向」の問題や「学校の働き方改革」への対応等々 社会状況全体が大きく変化する中で、高体連が主催する各種大会やその基盤である運動部 活動の在り方そのものに対する厳しい視線が注がれています。

運動部活動は学校教育の一環として行われるものであり、その究極的な目的は次代を担う高校生の健全育成にあります。その目的達成に向けて私達は生徒理解に基づく指導を徹底する必要があります。ましてや、運動部活動における体罰等の行為は断じて許されるものではありません。

貴職におかれましては、趣旨をご理解の上、運動部活動における体罰等の根絶が徹底されるよう積極的に取組むとともに各加盟校及び全ての指導者に対し、本通知の周知を図り適切なご指導をお願いいたします。

【本件に関する問合せ】 (公財)全国高等学校体育連盟 専務理事 奈良 隆 電 話 03-6268-0027 77クシミリ 03-6268-0028